

奈良県きらぼし建設企業応援制度 申請の手引き

令和5年5月



県土マネジメント部
建設業・契約管理課

申請・お問合せ先

建設業・契約管理課

公共工事契約管理係

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

電話：0742-27-7425（直通）

FAX：0742-27-5313

1. 奈良県きらぼし建設企業応援制度とは

これからの建設業に求められる働き方改革や社会貢献などに取組む企業を「奈良県きらぼし建設企業」として位置付けることにより、県内の優良企業を応援します。



2. 認定対象者及び欠格要件

(1) 認定対象者

奈良県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する本店があり、国土交通大臣又は奈良県知事の許可を受けた建設業者

(2) 認定を受けることができない者

次の項目のいずれかに該当する者については、認定を受けることができません。

- ①契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月10日奈良県告示第427号）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- ③直前2年の事業年度において、営業実績を有していない者
- ④県税を完納していない者
- ⑤消費税及び地方消費税を完納していない者
- ⑥奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止等措置要領又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受け、これらの措置期間満了の日から1年を経過していない者
- ⑦建設業法の規定に違反し、許可の取消処分を受けた場合はその日から5年を、営業停止処分を受けた場合は当該停止期間満了の日から1年を、指示処分を受けた場合はその日から1年を経過していない者
- ⑧次のいずれかに該当する事由があると認められる者
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑨法第32条第1項各号に掲げる者
- ⑩申請を行うときに、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。）
- ⑪本申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

3. 申請から認定までの流れ

(1) 申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

① 郵送

奈良県きらぼし建設企業認定申請書（兼ロゴマーク使用申請書）（様式第1号）に必要な事項を記載し、該当する取組内容に関する資料を添付のうえ、郵送してください。

- ・ 事業所情報を記載し、認定申請書の該当する□に✓を記入してください。
- ・ 添付資料については、P6～P16を参照のうえ、提出してください。

（送付先）

〒630-8501

奈良市登大路町30 奈良県 建設業・契約管理課

※封筒に「奈良県きらぼし建設企業認定申請」と朱書きしてください。

※封筒のサイズは問いません（書類の折り曲げ可）。

※受付控が必要な場合は、認定申請書（様式第1号）の写し及び返信用封筒（切手を貼付したもの）を同封願います。

② 「e 古都なら」による電子申請

「奈良県きらぼし建設企業応援制度申請」から電子申請してください。

※添付書類については、次の方法により提出が可能です。添付書類の提出方法を、「e 古都なら」によりお知らせください（該当のチェックボックスにチェック）。

（ア）全ての添付書類を「e 古都なら」で提出

（様式第7号、様式第9号の提出が必要な場合は、（イ）又は（ウ）で提出してください。）

（イ）全ての添付書類を郵送で提出

（ウ）一部の添付書類を「e 古都なら」で提出し、残りを郵送で提出

(2) 結果の公表

① 受理した申請書について審査を行い、認定基準を満たしていると認められる建設業者を「奈良県きらぼし建設企業」として認定します。

② 結果については、毎月15日（閉庁日の場合はその翌開庁日）までに申請書類が奈良県建設業・契約管理課に到着したもの（添付書類を郵送で提出する場合は、毎月15日までに添付書類が到着したもの）について、原則として翌月1日（閉庁日の場合はその翌開庁日）を目途に奈良県建設業・契約管理課ホームページにて公表します。

③ 認定の有効期間は、認定日から2年間です。

④ 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領若しくは奈良県物品購入等の

契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けたとき、又は法令に違反していることが判明したときは、当該登録を取り消します。

(3) 認定の辞退等

認定後、認定基準を満たさなくなったとき又は認定を辞退しようとするときは、速やかに奈良県建設企業認定辞退届出書（様式第3号）を提出してください。

4. ロゴマーク（電子データ）の使用申請について

きらぼし建設企業の認定後にロゴマーク（電子データ）の使用を希望される場合は、奈良県きらぼし建設企業認定申請書（様式第1号）の提出の際に、「奈良県きらぼし建設企業 ロゴマーク電子データ使用申請書（様式第1-2号）」を提出してください。

利用申請の内容を確認の上、きらぼし建設企業の認定後に建設業・契約管理課から電子データのダウンロードURLをメールで送付します。

なお、認定後にロゴマークの使用用途を追加する場合は、使用用途の追加申請が必要となります。

※ロゴマークの使用申請、使用方法等の詳細については、「奈良県きらぼし建設企業応援制度ロゴマーク使用要領」をご覧ください。

【奈良県きらぼし建設企業ロゴマーク】



5. 用語の定義及び申請者の分類分け

本手引きにおいては、下表のとおり用語の言い換えや分類 No. での表記を行っています。

正式名称等	言い換え表記	分類No
奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する者	有資格業者	I II
有資格業者のうち、土木一式、建築一式、舗装のいずれかの業種の資格を有する者	格付け業者	I
奈良県建設工事等競争入札参加資格を有さない者	その他業者	III IV
奈良県建設工事等競争入札参加資格を申請した日	参加資格申請日	
申請時点で有効かつ最新の経営事項審査	有効経審	

(上記の概略図)

パターン					No
有効 経審	有	参加 資格	有	有	I
			有	無	II
		無		III	
	無			IV	

6. 提出書類一覧

区分	提出書類 分類Noごとの必要書類	要否		
		I・II	III	IV
ア	奈良県きらぼし建設企業認定申請書（様式第1号）	○	○	○
	奈良県きらぼし建設企業 ロゴマーク電子データ使用申請書（様式第1-2号）（ <u>ロゴマークを使用したい場合のみ。</u> ）	△	△	△
	様式第1号の写し（ <u>「受付控」が必要な場合のみ。</u> ） ※切手を貼付した返信用封筒を同封してください。	△	△	△
イ	県税に滞納がない証明書 ・ 未納がない証明書でも可。発行後3か月以内のもの ・ 写し可 ・ 交付申請手続きの詳細は、各県税事務所にお問い合わせください。	×	○	○
ウ	消費税及び地方消費税に未納がない証明書 ・ 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第9号書式その3。様式その3の2、その3の3も可 ・ 発行後3か月以内のもの。免税業者も提出要 ・ 写し可 ・ 交付申請手続きの詳細は、管轄の税務署にお問い合わせください。 ・ 新型コロナウイルス感染症による所得減少に伴う猶予申請を行ったことで、未納がない証明書が発行されない場合は、「納税証明書（その1納税額等証明用）」を提出してください。 ・ ただし、新型コロナウイルス感染症に伴う猶予であることが記載されていない場合、記載された未納額が猶予された額よりも大きい場合、猶予期限を過ぎている場合等は、本件認定申請はできません。	×	○	○
エ	雇用保険の加入が確認できる書類の写し 健康保険と厚生年金保険の加入が確認できる書類の写し ・ 保険料の領収証等 ・ 健康保険組合や国民健康保険組合等に加入の方は、当該組合が発行する書類（健康保険）と日本年金機構が発行する書類（厚生年金）の両方が必要 ・ <u>提出書類に被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、マスキング等により、その箇所が見えないようにして提出してください。</u> ・ 法令で適用が除外されている場合は提出不要ですが、社会保険等適用除外誓約書（様式第4号）を提出してください（雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか1つでも法令で適用が除外されている場合は要提出です。）。	×	○	○
オ	有効経審の結果通知書の写し ・ 申請までに経審結果通知の内容から変更がある場合は、経審結果変更事項届（様式第5号）を提出してください。 ・ その他業者で、経審を受審していない方は提出不要です。	○	○	×
カ	建設業許可証の写し	×	×	○
キ	認定基準の評価対象項目ごとに、当該項目に該当することを証明する書類 ・ 「7. 認定基準」の評価対象項目ごとに、当該項目に該当される場合は、「記入事項／提出書類」欄の記述を参考に確認書類を提出してください。	○	○	○

7. 認定基準

次の対象項目のうち5項目以上に該当された場合に、認定を受けることができます。

	対象項目	記入事項 / 提出書類
(1) ①	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録	<p>申請日又は参加資格申請日において、奈良県社員シャイン・職場づくり推進企業登録を受けている場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し <p>※奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の詳細については、奈良県雇用政策課のホームページをご覧ください。</p> <p>https://www.pref.nara.jp/4090.htm</p> <p>※格付け業者（分類 No I）で、左記項目に係る主観点要素の加点を受けている場合は、書類の提出は不要です。</p> <p>（認定申請書の「R4・5 入札参加資格申請時加点済」の□に✓を記入してください。）</p>
(1) ②	えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん又はプラチナくるみんのいずれかの認定	<p>申請日において、えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん又はプラチナくるみんのいずれかの認定を受けている場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準適合一般事業主認定通知書の写し <p>※えるぼし又はプラチナえるぼしの詳細は、厚生労働省の女性活躍推進法特集ページ（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）をご覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html</p> <p>※トライくるみん、くるみん又はプラチナくるみんの詳細は、厚生労働省の職場情報総合サイト（しょくばらぼ）をご覧ください。</p> <p>https://shokuba.mhlw.go.jp/published/special_01.htm</p> <p>※(1)①の登録において、申請時の取組内容が「仕事と家庭の両立の推進」、「女性の活躍推進」に係るもののみである場合は、重複しての認定はありません。</p> <p>（重複の有無については、県において確認します。）</p>

<p>(1) ③</p>	<p>女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した旨の届出</p>	<p>申請日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）又は次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「一般事業主行動計画」を策定した旨を都道府県労働局雇用環境均等部（室）に届出済みの場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働局に提出した女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届（労働局の受付印のあるものに限り、）の写し <p>※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の詳細は、厚生労働省の女性活躍推進法特集ページ（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）をご覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html</p> <p>※次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の詳細は、厚生労働省の職場情報総合サイト（しょくばらぼ）をご覧ください。</p> <p>https://shokuba.mhlw.go.jp/published/special_01.htm</p> <p>※計画期間が満了していない一般事業主行動計画に限ります。また、一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用労働者数が100人以下の事業主）のみを認定の対象とします。</p> <p>※(1)①の登録において、申請時の取組内容が本項目に係るもののみである場合は、重複しての認定はありません。</p> <p>※(1)②に該当する場合は、重複しての認定はありません。（重複の有無については、県において確認します。）</p>
<p>(1) ④</p>	<p>なら女性活躍推進倶楽部登録</p>	<p>申請日において、なら女性活躍推進倶楽部に登録している場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なら女性活躍推進倶楽部会員登録要綱に定める「なら女性活躍推進倶楽部会員登録証書（様式第2号）」の写し <p>※なら女性活躍推進倶楽部の詳細については、奈良県女性活躍推進課のホームページをご覧ください。</p> <p>https://www.pref.nara.jp/49126.htm</p> <p>※(1)①、②又は③に該当する場合は、重複しての認定はありません。</p>

		<p>せん。</p> <p>(重複の有無については、県において確認します。)</p>
(1) ⑤	所定外労働時間を削減する制度の導入	<p>ノー残業デーの導入など所定外労働時間を削減する制度がある場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該制度の概要が分かる資料、掲示写真等
(1) ⑥	建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録	<p>申請日において、建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録をしている場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者登録後に（一財）建設業振興基金建設キャリアアップシステム事業本部から送付される以下の書類等の写し <ul style="list-style-type: none"> ①事業者情報登録完了の「郵便はがき」 ②登録の際に設定したメールアドレスに届く登録完了通知のメール「【建設キャリアアップシステム】事業者情報新規登録完了「事業者ID」のお知らせ」 <p>※建設キャリアアップシステムの詳細については、（一財）建設業振興基金のホームページをご覧ください。</p> <p>https://www.ccus.jp/</p>
(1) ⑦	インターンシップ又は現場見学会の実施	<p>申請日以前1年間に、インターンシップ又は現場見学会のいずれかの実績がある場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本書P21様式第6号「インターンシップ・現場見学会実績報告書」 (申請者の押印は不要です。) ・実施内容が分かる資料（写真、開催案内チラシ等） <p>※オンラインでの実施は対象外です。</p> <p>※<u>インターンシップについては、「就業体験」を含まないプログラム（例：企業説明、社員との座談会）のみの実施の場合は対象外です。</u></p> <p>※<u>現場説明会については、「新規就業者の確保」を目的として実施したものに限り</u>ます。</p>

<p>(2) ①</p>	<p>障害者職場実習の 受入実績</p>	<p>申請日以前1年間に、障害者職場実習の受入実績がある場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本書P22様式第7号「障害者職場実習実施に係る証明書」 (申請者及び実習生の所属団体等の代表者の押印が必要です。) <p>※以下のいずれかに該当する場合を認定の対象とします。ただし、<u>1回あたりの実施日数が3日以上</u>の職場実習の受け入れに限ります。</p> <p>①特別支援学校の生徒又は障害福祉サービス事業（就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設が支援を行っている障害者を受け入れた場合</p> <p>②障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れた場合</p>
<p>(2) ②</p>	<p>障害者就労施設等 への物品調達、業 務委託等の発注実 績</p>	<p>申請日以前1年間に、障害者就労施設等への物品調達、業務委託等の発注実績がある場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本書P23様式第8号「発注実績報告書」 (申請者の押印は不要です。) ・報告書記載事項の根拠となる書面（契約書、納品書、請求書、領収書等）の写し <p>※申請日以前1年間の発注実績（契約履行中又は支払期限未到来のため支払が完了していないものを含みます。）の合計額が<u>10万円以上</u>の場合に本項目の認定を行います。</p> <p>※「障害者就労施設等」とは、以下のものを指します。</p> <p>①国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等</p> <p>ア 障害者支援施設</p> <p>イ 地域活動支援センター</p> <p>ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定によ</p>

		<p>り、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）</p> <p>オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）</p> <p>カ 施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）</p> <p>キ 在宅就業障害者</p> <p>ク 在宅就業支援団体</p> <p>②施設等に対して物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口をしての機能を有する者</p>
(2) ③	保護観察の対象者又は更生緊急保護の対象者の雇用について協力する雇用主としての登録	<p>申請日又は参加資格申請日において、保護観察の対象者又は更生緊急保護の対象者の雇用に係る協力雇用主登録をしている場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>【提出書類】</p> <p>・本書P24様式第9号「保護観察対象者等雇用に関する証明書」 <u>（発行後3か月以内のもので、かつ、奈良保護観察所長印のあるものに限りませう。）</u></p> <p>※格付け業者（分類No I）で、左記項目に係る主観点要素の加点を受けている場合は、書類の提出は不要です。 （認定申請書の「R4・5入札参加資格申請時加点済」の□に✓を記入してください。）</p>
(2) ④	自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施	<p>申請日以前1年間に、自社の従業員を受講対象とする人権研修を実施している場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>※当該研修が「人権問題テーマ」を取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、下記①～③のいずれかに該当する場合に限りませう。</p> <p>[該当要件]</p> <p>① 公共機関等及びその他団体が配布又は貸出を行っている資料（冊子・DVD等）を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合</p> <p>② 公共機関等及びその他団体からの講師の派遣を受け、自社</p>

		<p style="text-align: center;">の従業員に研修を実施した場合</p> <p style="text-align: center;">③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合</p> <p>※「公共機関等」とは、国、地方公共団体、教育委員会及び公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する法人をいう。）をいいます。</p> <p>※「その他団体」とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体をいいます。</p> <p><u>※人権問題テーマの例示は以下のとおりです。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（「奈良県人権施策に関する基本計画」より）</p> <p>ただし、記載のテーマに限定されるものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部落差別の解消 ・ 女性の人権 ・ 子どもの人権 ・ 高齢者の人権 ・ 障害のある人の人権 ・ 生活困窮にある人の人権 ・ ひきこもり状態にある人の人権 ・ 性的マイノリティの人権 ・ ハンセン病患者等の人権 ・ 刑を終えて出所した人の人権 ・ 犯罪被害者等の人権 ・ アイヌの人々の人権 ・ 外国人の人権 ・ 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権 ・ インターネットによる人権侵害 ・ ハラスメントに関する人権 ・ 災害時における人権 等 <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本書P25様式第10号「人権研修実施報告書」 ・ 添付書類（下記ア～オ） <p style="padding-left: 4em;">ア. 自社内で実施した人権研修レジュメ</p> <p style="padding-left: 6em;">（人権問題テーマを取り扱った研修であることが確認できるものであること。）</p> <p style="padding-left: 4em;">イ. [該当要件] ①に該当する場合</p> <p style="padding-left: 6em;">： 当該冊子・DVD等の表紙・目次の写し</p> <p style="padding-left: 4em;">ウ. [該当要件] ③に該当する場合</p> <p style="padding-left: 6em;">： 当該公共機関等及びその他団体実施の研修又は講座に参加したことが確認できる書類の写し</p>
--	--	--

		<p>(研修資料次第、参加証、領収証 等)</p> <p>エ. [該当要件] ①～③に該当するもののうち、「その他団体」に該当する場合</p> <p>: 当該団体が人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であることが確認できる書類の写し (設置要綱、総会資料、パンフレット、団体ホームページ掲載資料 等)</p> <p>: 当該団体が公共機関等から委託・後援・協力を受け、又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる書類の写し</p> <p>オ. 集合研修の場合</p> <p>: 自社内での研修実施状況が分かる写真 e-ラーニング等集合研修によらない場合</p> <p>: 自社内での研修受講案内の写し</p> <p>※当該研修で取り扱う人権問題テーマが「ハラスメント」のみであり、かつ、(1)①の登録において、申請時の取組内容(法令遵守を除く。)が「ハラスメント対策」に係るもののみである場合は、重複しての認定はありません。</p>
<p>(2) ⑤</p>	<p>環境マネジメントシステム (ISO 14001、エコアクション21、KES、エコステージ) の登録又は認証</p>	<p>申請日又は有効経審の審査基準日において、次のいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証を取得している場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>①ISO14001 ②エコアクション21 ③KES ④エコステージ</p> <p>【提出書類】</p> <p>・①ISO14001の場合 ISO14001の認証を証する書類の写し (詳細については、(一財)日本品質保証機構のホームページをご覧ください。)</p> <p>https://www.jqa.jp/service_list/management/</p> <p>※有効経審において、①ISO14001に係る加点をされている場合は、書類の提出は不要です。</p> <p>(認定申請書の「経営審査事項加点済」の□に✓を記入してください。)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・②エコアクション21の場合 エコアクション21 認証・登録手続規程に定める「認証・登録証」の写し (詳細については、(一財) 持続性推進機構 (エコアクション21 中央事務局) のホームページをご覧ください。) https://www.ea21.jp/ ・③KESの場合 特定非営利活動法人KES環境機構が発行する「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード登録証」の写し (詳細については、特定非営利活動法人KES環境機構のホームページをご覧ください。) https://www.keskyoto.org/ ・④エコステージの場合 (一社) エコステージ協会が発行する登録評価票の写し (詳細については、(一社) エコステージ協会のホームページをご覧ください。) https://www.ecostage.org/
<p>(3) ①</p>	<p>CPDS・建築士会CPD</p>	<p>平成29年1月1日から申請日までの間に、(一社) 全国土木施工管理技士会連合会の実施する継続学習制度(CPDS)又は(公社) 日本建築士会連合会の実施する建築士会CPD制度を利用した実績がある場合に、認定申請書の該当の口に✓を記入してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社) 全国土木施工管理技士会連合会が発行した「学習履歴証明書」の写し ・建築CPD運営会議及び建築CPD運営会議に参加する団体((一社) 奈良県建築士会等)のうち1団体が発行した「CPD実績証明書」又は「CPD個人実績表」の写し) <p>※継続学習制度(CPDS)の詳細については、(一社)全国土木施工管理技士会連合会のホームページをご覧ください。 https://www.ejcm.or.jp/about-cpds/</p> <p>※建築士会CPD制度の詳細については、次のいずれかのホームページをご覧ください。 (公社) 日本建築士会連合会 https://www.kenchikushikai.or.jp/cpd-new/cpd-index.html</p>

		<p>(一社) 奈良県建築士会のホームページ https://nara-kenchikushikai.or.jp/cpd/cpd_about.html</p> <p>※格付けの主観点要素の加点基準(取得単位の総和が20単位以上)には満たない場合であっても、CPDS・CPDの利用実績がある場合は、きらぼし建設企業認定に関しては認められますので、上記の書類を提出してください。</p> <p>※格付け業者(分類No I)で、左記項目に係る主観点要素の加点を受けている場合は、書類の提出は不要です。</p> <p>(認定申請書の「R4・5入札参加資格申請時加点済」の□に✓を記入してください。)</p>
(3) ②	土木施工管理技士等の新規資格取得	<p>有効経審における「技術職員名簿」に記載されており、かつ、申請日又は参加資格申請日時点に在職している者のうち、申請日又は参加資格申請日前2年間に土木施工管理技士等(1級(2級)土木施工管理技士、1級(2級)建設機械施工技士、1級(2級)建築施工管理技士及び1級(2級)建築士をいう。)の資格を新たに取得した者がいる場合は、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効経審における技術職員名簿の写し ・当該資格の保有が確認できる書類(合格証明書等)の写し <p>※格付け業者(分類No I)で、左記項目に係る主観点要素の加点を受けている場合は、書類の提出は不要です。</p> <p>(認定申請書の「R4・5入札参加資格申請時加点済」の□に✓を記入してください。)</p>
(3) ③	ISO9001の登録	<p>申請日又は有効経審の審査基準日において、ISO9001(品質管理)の認証登録を受けている場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO9001(品質管理)の認証を証する書類の写し <p>※有効経審において、左記項目に係る加点をされている場合は、書類の提出は不要です。</p> <p>(認定申請書の「経営審査事項加点済」の□に✓を記入してください。)</p> <p>※ISO9001(品質管理)の認証範囲については、建設業許</p>

		<p>可を受けているすべての本・支店で取得していることが必要です。また、建設業に係る業務についても認証を受けていることが必要ですが、すべての業種に対して取得している必要はありません。</p> <p>※ISO9001（品質管理）の詳細については、（一財）日本品質保証機構のホームページをご覧ください。</p> <p>https://www.jqa.jp/service_list/management/</p>
(4) ①	災害等緊急時に即時に対応できる建設機械の保有又はリース	<p>申請日又は有効経審の審査基準日において、災害等緊急時に即時に対応できる次のA～Iの建設機械を所有又はリースしている場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>[対象建設機械]</p> <p>A ショベル系掘削機（建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表） ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの</p> <p>B ブルドーザー（建設機械抵当法施行令 別表） 自重が3トン以上のもの</p> <p>C トラクターショベル（建設機械抵当法施行令 別表） バケット容量が0.4立方メートル以上（山積み）のもの</p> <p>D モーターグレーダー（建設機械抵当法施行令 別表） 自重が5トン以上のもの</p> <p>E 土砂等を運搬する貨物自動車 自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）において車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの</p> <p>F 移動式クレーン（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号） つり上げ荷重が3トン以上のもの ※固定式クレーンは対象外</p> <p>G 高所作業車（労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号） 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車</p> <p>H 締固め用機械（労働安全衛生法施行令別表7第4号）</p>

		<p>ローラー（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラーが該当）</p> <p>I 解体用機械（労働安全衛生法施行令別表7第6号） ブレーカ又はブレーカに類するもの（鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機）（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第151条の175第2項）</p> <p>【提出書類】</p> <p>・次の提出書類を提出してください。</p> <p>①本書P26様式第11号「建設機械の保有一覧表」</p> <p>②各種検査証の写し</p> <p> 特定自主検査記録表（A～D及びG～Iの場合） ※申請日又は有効経審の審査基準日において有効なものに限ります。 ※新車で、初回の特定自主検査日が申請日又は有効経審の審査基準日以降にある（申請日で特定自主検査を受ける必要がない）場合は、そのことがわかる書類が必要です。</p> <p> 自動車検査証（Eの場合） ※申請日又は有効経審の審査基準日において有効なものに限ります。 ※車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」の記載があることが必要です。</p> <p> 移動式クレーン検査証（Fの場合） ※申請日又は有効経審の審査基準日において有効なものに限ります。</p> <p>③リース期間が確認できる書類の写し ※該当する場合のみ リース契約書 等</p> <p>④所有が確認できる書類の写し 売買契約書、販売証明書 等</p> <p>⑤建設機械のカタログ又は写真 （Eの「土砂等を運搬する貨物自動車」は不要です。）</p> <p>※有効経審において、左記項目に係る加点をされている場合は、書類の提出は不要です。</p> <p>（認定申請書の「経営審査事項加点済」の□に✓を記入してください。）</p>
--	--	--

<p>(4) ②</p>	<p>緊急維持（小規模維持修繕）業務・雪寒対策業務の契約締結</p>	<p>令和2年1月1日から申請日までの間に、奈良県を相手方として、緊急維持（小規模維持修繕）業務又は雪寒対策業務に係る契約を締結している場合に、認定申請書の該当の□に✓を記入してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該契約書（約款は不要）の写し <p>※格付け業者（分類 No I）で、左記項目に係る主観点要素の加点を受けている場合は、書類の提出は不要です。</p> <p>（認定申請書の「R4・5 入札参加資格申請時加点済」の□に✓を記入してください。）</p>
------------------	------------------------------------	--

社会保険等適用除外誓約書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

商号又は名称

代表者氏名

下記の理由により、私(当社)は健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切の異議を申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

(健康保険・厚生年金保険)

- 常時使用される者が 5 人未満の個人事業所であるため。
- 法人事業所又は常時使用される者が 5 人以上の個人事業所ではあるが、強制適用事業所でない事業所であるため。
- その他の理由

「その他の理由」を選択した場合の記載例

〇年〇月〇日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)にお問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

- 個人事業の事業主または(雇用保険に加入できない)役員のみのため。
- 個人事業の事業主(実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む)と同居の親族のみのため。
- その他の理由

「その他の理由」を選択した場合の記載例

〇年〇月〇日、関係機関(ハローワーク〇〇 〇〇課)にお問い合わせを行い判断しました。

経審結果変更事項届

奈良県知事 殿

商号又は名称

代表者名

経審結果通知書の内容に、下記のとおり変更がありますので添付書類とともに提出します。

○審査基準日

令和 年 月 日

○変更内容

		経審の状況	現在の状況
社会保険等の加入状況	雇用保険	有・無・除外	有・除外
	健康保険	有・無・除外	有・除外
	厚生年金保険	有・無・除外	有・除外

※各項目のいずれかに○印をつけてください。

○添付書類

変更内容	雇用保険	健康保険・厚生年金保険
無 → 有 除外 → 有	事業所別被保険者台帳照会の写し	標準報酬決定通知書の写し
有 → 除外 無 → 除外	社会保険等適用除外誓約書(様式第4号)	

※提出書類に被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、マスキング等により、その箇所が見えないようにして提出してください。

インターンシップ・現場見学会実績報告書

対象期間に下記のとおりインターンシップの受け入れ又は現場見学会の開催があったことを報告します。

○対象期間： 年 月 日から 年 月 日まで（申請日以前1年間）

1 インターンシップの受け入れ

実施期間	実施事業所名 又は所属名	受け入れた者が所属する 学校等の名称	受入人数	実施内容
～			人	
～			人	
～			人	
～			人	
～			人	

- (注) 1 行が足りない場合は、適宜追加すること。
 2 1回あたりの実施期間は問わない（いわゆる「1day仕事体験」も含む。）
 3 オンラインでの実施及び「就業体験」を含まないプログラム（例：企業説明、社員との座談会）のみの実施の場合は対象外
 4 実施したこと及び実施内容が確認できる資料（例：学生への実施案内）の写しを添付すること。

2 現場見学会の実施

実施期間	実施事業所名 又は所属名	見学の対象となった工事名	参加人数 (概算でも可)	実施内容
～			人	
～			人	
～			人	
～			人	
～			人	

- (注) 1 行が足りない場合は、適宜追加すること。
 2 「新規就業者の確保」を目的とした現場説明会に限る。
 3 オンラインでの実施は対象外
 4 実施したことが確認できる資料（例：写真、開催案内のチラシ）の写しを添付すること。

上表に記載した事項は、事実と相違がないことを誓約します。

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

※押印は不要です。

障害者職場実習実施に係る証明書

年 月 日

殿

申 請 者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

記

実施事業所名又は所属名	
実施期間	年 月 日から 年 月 日 (日間)
受入人数	名

※以下は、実習生の所属する特別支援学校、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び障害者就業・生活支援センターにおいて記入

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

団体名
代表者名

印

保護観察対象者等雇用に関する証明書

令和 年 月 日

奈良保護観察所長 殿

申 請 者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

記

協力雇用主の登録の有無	有 無
登録した保護観察所名	保護観察所

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

奈良保護観察所長 印

※作成要領

- 1 事業者は、「保護観察対象者等雇用に関する証明書」に必要事項を記入し、添付書類及び返信用封筒(切手貼付)を付け、奈良保護観察所(〒630-8213 奈良市登大路町1-1)へ証明を依頼します。
- 2 奈良保護観察所は証明書を事業者に返送します。
- 3 事業者は、証明書を県の建設業・契約管理課へ提出します。

人権研修実施報告書

事業者名

実施日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分
研修の名称	
研修の目的	
研修テーマ	
講師	
研修方法 (講演・講義方式、グループ討議方式、e-ラーニング方式等)	
受講対象者	
受講人数	
受講者の感想 (主なもの)	
添付する資料 (以下添付資料ア～オのうち今回提出するものに○を)	ア ・ イ ・ ウ ・ エ ・ オ
研修資料の入手先 (以下「該当要件」①及び③に該当する場合)	

(参考) 該当要件

当該研修が「人権問題テーマ」を取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、下記①～③のいずれかに該当する場合を対象とします。

- ① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料(冊子・DVD等)を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合
 - ② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け、自社の従業員に研修を実施した場合
 - ③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合
- * 公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等)に関する法律第2条第3号に規定する法人をいう。)をいいます。
- * その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体をいいます。

※ 添付資料(ア～オ)

ア 自社内で実施した人権研修レジュメ(人権問題テーマを取り扱った研修であることが確認できるものであること。)	
イ 上記「該当要件」①に該当する場合	当該冊子・DVD等の表紙・目次の写し
ウ 上記「該当要件」③に該当する場合	当該公共機関等及びその他団体実施の研修又は講座に参加したことが確認できる書類の写し(研修資料次第、参加証、領収証等)
エ 上記「該当要件」①～③に該当するもののうち、その他団体に該当する場合	・当該団体が人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であることが確認できる書類の写し(設置要綱、総会資料、パンフレット、団体ホームページ掲載資料等) ・当該団体が公共機関等から委託・後援・協力を受け、又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる書類の写し
オ 集合研修の場合	自社内での研修実施状況が分かる写真
e-ラーニング等、集合研修によらない場合	自社内での研修受講案内の写し

建設機械の保有一覧表

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号	種別又は種枠	所有又はリース の状況	リース期間又は購入日	リース期間自動 更新条項の有無	特定自主検査 実施年月日	備 考
1 ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル モーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車 移動式クレーン、高所作業車、積込用機械 解体用機械					所有・リース	年 月 日 ~ 年 月 日	有・無		
2 ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル モーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車 移動式クレーン、高所作業車、積込用機械 解体用機械					所有・リース	年 月 日 ~ 年 月 日	有・無		
3 ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル モーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車 移動式クレーン、高所作業車、積込用機械 解体用機械					所有・リース	年 月 日 ~ 年 月 日	有・無		
4 ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル モーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車 移動式クレーン、高所作業車、積込用機械 解体用機械					所有・リース	年 月 日 ~ 年 月 日	有・無		
5 ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル モーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車 移動式クレーン、高所作業車、積込用機械 解体用機械					所有・リース	年 月 日 ~ 年 月 日	有・無		
6 ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル モーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車 移動式クレーン、高所作業車、積込用機械 解体用機械					所有・リース	年 月 日 ~ 年 月 日	有・無		
7 ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル モーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車 移動式クレーン、高所作業車、積込用機械 解体用機械					所有・リース	年 月 日 ~ 年 月 日	有・無		
8 ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル モーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車 移動式クレーン、高所作業車、積込用機械 解体用機械					所有・リース	年 月 日 ~ 年 月 日	有・無		
9 ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル モーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車 移動式クレーン、高所作業車、積込用機械 解体用機械					所有・リース	年 月 日 ~ 年 月 日	有・無		
10 ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル モーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車 移動式クレーン、高所作業車、積込用機械 解体用機械					所有・リース	年 月 日 ~ 年 月 日	有・無		

*「建設機械の種類」欄は、該当するものに○をすること。

*「種別又は種枠」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

・「ショベル系掘削機」にあっては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシロー、クレーン又はハイドラライバーのアクションメントを有する旨(例: バックホウ)

・「ブルドーザー」にあっては、自重(例: 3,890トン)

・「トラクター・ショベル」にあっては、バケット容量(例: 1,2立方メートル)

・「モーターグレーダー」にあっては、自重(例: 10,0トン)

・「土砂等を運搬する貨物自動車」にあっては、タンク、ダンプトレーラ、ダンプセミトレーのいずれかを記載

・「移動式クレーン」にあっては、つり上げ荷重(例: 7,0トン)

・「高所作業車」にあっては、作業床の高さ(例: 12メートル)

・「積込用機械」にあっては、ロードローラー(ハンドガイドローラーを含む。)、タイヤローラー、振動ローラーのいずれかを記載

・「解体用機械」にあっては、ブローカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機のいずれかを記載

*「所有又はリースの状況」欄は、保有の状況に応じて、該当するものを○で囲むこと。

*「リース期間自動更新条項の有無」欄は、保有する建設機械がリースの場合において、自動更新条項が付されている場合は「有」を、自動更新条項が付されていない場合は「無」を○で囲むこと。

*「特定自主検査実施年月日」欄に記入する検査日は、申請日又は有効検査の審査基準日より前1年以内の日であること。

奈良県きらぼし建設企業認定申請書に係る
個人情報の利用目的等について

奈良県知事が、奈良県きらぼし建設企業応援制度要綱第4条に基づき提出される奈良県きらぼし建設企業認定申請書等（同申請と併せ提出される添付書類、同要綱第8条に基づく変更等の届出書を含む。以下「認定申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、認定申請書等の内容を確認するために提出していただく認定申請書等以外の資料により取得する個人情報については、認定申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1. 奈良県きらぼし建設企業認定の審査事務
2. 奈良県きらぼし建設企業認定者に対する指導監督等の事務
3. 奈良県きらぼし建設企業認定者名簿の公開
4. 奈良県個人情報保護条例第6条1項1号から7号の規定による次の利用又は提供
 - ① 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき
 - ② 個人情報の本人の同意を得て利用し、若しくは提供し、又は個人情報の本人に提供するとき
 - ③ 出版、報道等により公にされている情報を利用し、又は提供するとき
 - ④ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき
 - ⑤ 当該実施機関内で利用する場合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは当該実施機関以外の県の機関若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当な理由があると認められるとき
 - ⑥ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は当該実施機関以外の県の機関若しくは地方独立行政法人以外のものに提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で個人情報を提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき
 - ⑦ 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき